

大崎上島町 社協だより

No. 233

2022(令和4)年9月発行

〒725-0401 広島県豊田郡大崎上島町木江5-9
社会福祉法人 大崎上島町社会福祉協議会 (TEL 0846-62-1718)
ホームページ <http://www.syakyo.net/>



木江サロン & 木江小学校交流会開催!



ここ3年、新型コロナウイルス感染症の影響で、この時期になると「今年も小学生と交流できるかねえ」と協力員さんと話しをするのが定番になっていましたが、今年度も無事に木江サロンを開催することができました。

この交流会は、日常でふれあう機会の少ない地域の子どもたちの成長を間近で見ることができ、子どもたちも近所で見守ってくれるお年寄りとの交流を通して木江小学校が目標とする「ふるさとが大好きな子供」を育む貴重な機会になっており、長い間継続して開催されています。

これからも交流する機会を持ち、学校だけでは学ぶことのできない“ふれあうことの大切さ”を感じて、大崎上島が大好きな思いやりのある子どもに育ててほしいと思います。

大崎上島町共同募金委員会より

今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります。

皆様にご協力いただいた募金は、上記のような学校と地域をつなぐ活動や健康増進事業など、住民の皆様が住み慣れたまちで自分らしく生きていくための活動へ活かされています。ぜひ趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。



よってみんなさいや×高校生 世代間交流会 第2弾



今回も長尾さんが司会を務めました！



まずはグループに分かれて自己紹介♪



神経衰弱
地区あてクイズ

9月6日、第2弾となる大崎海星高校の学生とよってみんなさいや中野のメンバーによる交流会が大崎産業会館で行われました。

今回は学生の参加メンバーが変わり、自己紹介をした後、神経衰弱と地区あてクイズをグループに分かれて行いました。少し緊張ぎみだった参加者も「ああでもない、こうでもない」と自然と会話が弾み、90分間の楽しい時間を過ごされていました。

「いつもと違う脳が働いてよかったよ」と参加者から好評で、それを聞いた学生のホッとした表情が印象的でした。

町の文化や歴史に触れる神経衰弱でした！



大崎はわかるんじゃけどねえ～
今日は頭を使うわ

町内の全行政区を地図で埋める難問に一同頭を悩ます



また3回目もやろうね！と誓いの記念写真📷

福祉サービス利用援助事業「かけはし」

新たな面談のカタチ 新規利用者 Zoom 面談

新型コロナウイルス感染症がまだ広がる中、今まで当たり前に行っていた病院や施設への訪問が感染症防止の観点から難しくなっています。

かけはし事業においても、新規利用希望者に対して初めてとなるオンライン面談を行うこととなり、9月5日、12日の2日間、約30分にわたり面談を実施しました。

初めてお会いする方との面談でしたが、病院側のご配慮もあり、スムーズにお話しすることができ、利用申し込みにつながることができました。

これからも様々な場面でインターネットを活用し、利用者支援につなげていきたいと思っております。

かけはしを利用しませんか？



※上記写真は一部加工しています。

オンライン会議アプリ Zoom を使い、約30分事業説明や、利用に向けて聞き取り面談を行いました。

介護離職を防ぐ～仕事と介護を両立するためにできること～

厚生労働省の雇用動向調査（2020年）によると「介護・看護」を理由に離職した方は約7.1万人といわれています。2025年には団塊世代が75歳を超えるため、介護離職者は今後さらに増えると予測されます。

介護離職をしないために下記のような「**家族介護者のための支援制度**」があります。



①介護休業



労働者が要介護状態（負傷、疾病または身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するための休業です。

休業期間中に、自分が介護を行うだけでなく、仕事と介護を両立できる体制を整えることが大切です。一人で抱え込まずに、介護保険の制度やサービスを活用しましょう。

②介護休暇

労働者が要介護状態にある対象家族の介護や世話をするための休暇です。年次有給休暇とは別に取得できます。有給か無給かは会社の規定によります。

対象家族が1人の場合は年5日まで。
2人以上の場合は、年10日までで、1日又は時間単位で取得できます。

③短時間勤務等の措置

労働者が要介護状態にある対象家族を介護するための、所定労働時間短縮等の措置の事です。会社によって利用できる制度が異なり、短時間勤務の制度・フレックスタイムの制度・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度などがあります。

その他にも、所定外労働の制限・時間外労働の制限・深夜業の制限などがあり、介護休業等を理由として、不利益な取り扱いが禁止されています。また、介護休業等に関するハラスメント防止対策を行うことは、事業主の義務となっています。

働くあなたが、家族を介護する生活になったら！？ 仕事と介護の両立に向けてのポイント

- ① 職場に「家族等の介護を行っていること」を伝え、必要に応じて勤務先の「仕事と介護の両立支援制度」を利用する。
- ② 介護保険サービスを利用して、自分で「介護をしすぎない」
- ③ 地域包括支援センターやケアマネに相談をする。
- ④ 日頃から「家族や要介護者宅の近所の方と良好な関係」を築く。
- ⑤ 介護を深刻に捉えすぎずに、「自分の時間を確保」することが大切です。



参考：厚生労働省ホームページ 介護休業制度 特設サイト

《相談窓口・問い合わせ》大崎上島町地域包括支援センター ☎67-0022
大崎上島町木江5-9（木江保健福祉センター内）

ご寄付ありがとうございました

お寄せいただいたご寄付は、福祉のまちづくり推進のため、有効に活用させていただきます。

【令和4年8月13日～令和4年9月9日お申し出分】

【生前のお礼】

- ・東野 平本 厚子 様 (故夫 義信 様)
- ・中野 土本 洋子 様 (故母 尾尻ユキ子様)
- ・木江 田形 昌浩 様 (故父 道夫 様)
- ・東野 出口 ツル子様 (故夫 昭 様)
- ・広島市 和田 浩規 様 (故父 悦夫 様)
- ・中野 大町 福秀 様 (故叔母 澄江 様)
- ・東野 新本 和子 様 (故夫 英二 様)

【香典返し】

- ・中野 竹本 典子 様 (故夫 公夫 様)
- ・東野 長谷川結城 様 (故父 南城 様)
- ・中野 當麻 章弘 様 (故祖母 ナミエ様)

【一般寄付】

- ・中野 小川 誠 様 (チャイルドシート借用のお礼)
- ・匿名 (1名様)

お知らせ

在宅介護者家族会 ～ 10月定例会のご案内 ～

日時：10月21日(金) 13:30～15:00
場所：大崎老人福祉センター1階(すまいる一む)
対象者：在宅で介護されている方または介護されていた方

認知症の人と家族の会 ～ 10月定例会のご案内 ～

日時：10月28日(金) 9:30～11:30
場所：オレンジハウス 対象者：認知症状がある方、在宅で介護されている方

老人クラブ連合会より

第26回 グラウンドゴルフ大会のご案内

日程：10月13日(木) 8時15分受付開始
場所：シーパーク大串
対象：老人クラブ会員
※お問合せ・お申込は各单位老人クラブ会長へ

身体障害者福祉協議会より

第18回 障がい者スポーツ大会のご案内

日程：10月8日(土) 13時開始
場所：ふれあいホール大崎
対象：身体障害者福祉協議会会員、わかばの会会員、ふれあい工房利用者

《外出支援サービス協力員の募集について》

社会福祉協議会では、バスなど公共交通機関の利用が困難な方で、ご家族の送迎が難しい高齢者や障がい者の方を病院へ送迎する「外出支援サービス」の運転協力員を募集しています。運転協力員になっていただくには、講習会の受講が必要です。今回の講習会は次のとおり開催されます。

日程：10月15日(土)、16日(日)の2日間
会場：下見福祉会館(東広島市西条下見)
※受講に係る交通費、受講料などは本会が負担します

ご協力いただける方は、**9月30日(金)**までに
社協本所 ☎ 62-1718
担当：塩飽、安本へご連絡ください



生活福祉資金特例貸付制度(緊急小口資金・総合支援資金)の受付期間終了について

社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で一時的な生活資金にお困りの方に向けた緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施していましたが、**令和4年9月末で受付が終了**となります。

詳しくは、社協本所 ☎ 62-1718 (担当：塩飽、安本) までお問合せください。



「社協だより」は、皆様からの社協会費・寄付金などにより、発行させていただいております。